

# 一般社団法人成田市サッカー協会 臨時総会 議事録

開催日時：令和3年6月12日(土) 19:30～20:00

開催場所：成田市中央公民館

## 正会員

出席者：宇野会長、内野副会長、林理事、関谷理事、濱田理事

欠席者：徳永理事

## 監事

出席者：野原監事

## 定款

(決議)

第18条 総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、

出席した当該正会員の議決数の過半数をもって行う。

正会員：6名中5名参加 よって、総会成立しました。

議長：宇野会長

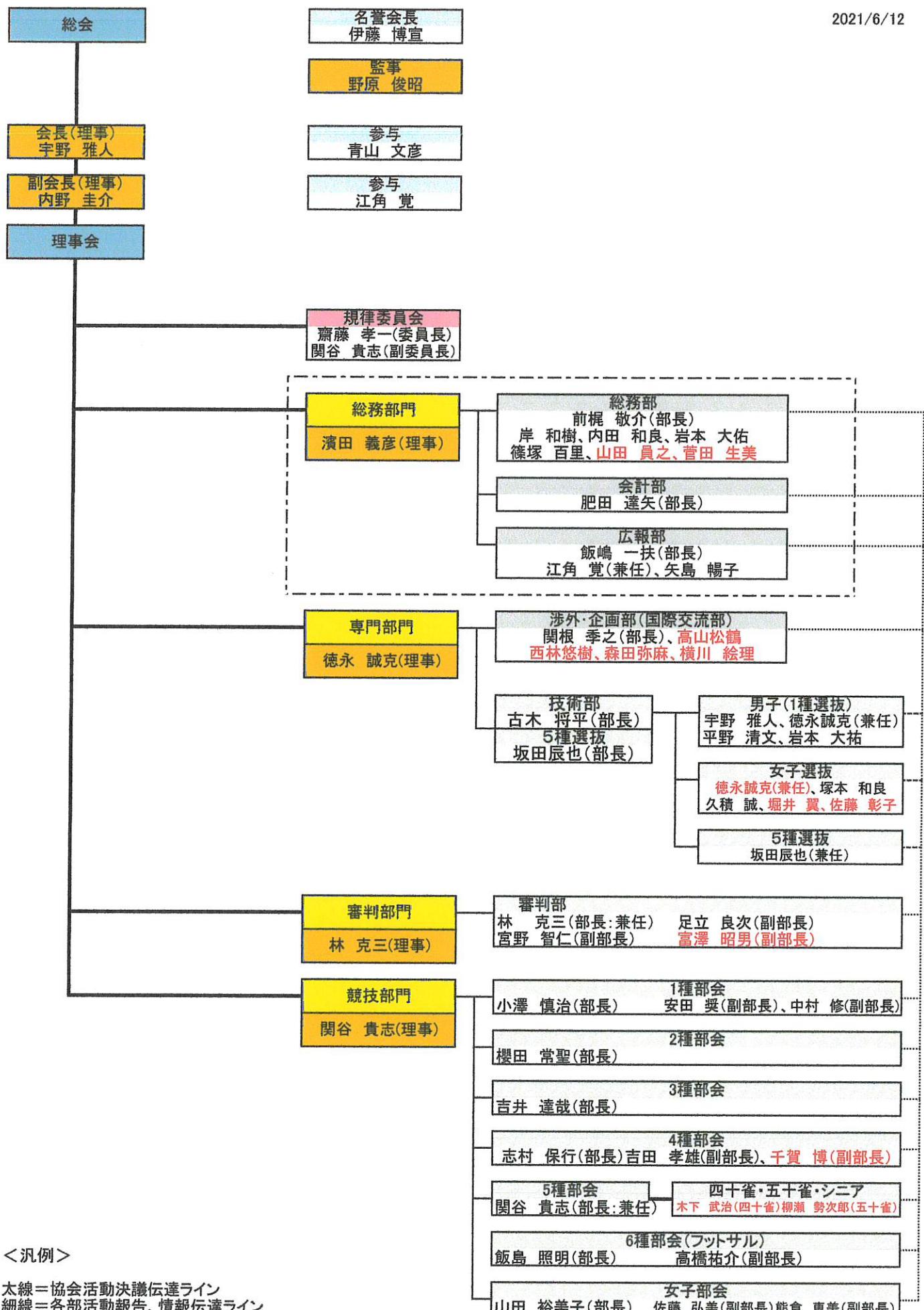
## 審議事項

- |           |                                      |
|-----------|--------------------------------------|
| (1) 第1号議案 | ・2021年一般社団法人成田市サッカー協会組織表<br>参加者：全員賛成 |
| (2) 第2号議案 | ・一般社団法人成田市サッカー協会規定<br>参加者：全員賛成       |
| (3) 第3号議案 | ・一般社団法人成田市サッカー協会表彰規定<br>参加者：全員賛成     |
| (4) 第4号議案 | ・一般社団法人成田市サッカー協会慶弔規定<br>参加者：全員賛成     |
| (5) 第5号議案 | ・一般社団法人成田市サッカー協会 入会申込書<br>参加者：全員賛成   |
| (6) その他   | なし                                   |

## 議事録承認印

会長 宇野雅人	副会長 内野圭介	理事 林克三	理事 関谷貴志	理事 濱田義彦	監事 野原俊昭
					

令和3年度(2021年度) 一般社団法人成田市サッカー協会 組織図



### 〈汎例〉

太線＝協会活動決議伝達ライン  
細線＝各部活動報告、情報伝達ライン

# 一般社団法人成田市サッカー協会規定

令和3年6月12日

## 第1条 目的

本規定は一般社団法人成田市サッカー協会の「定款」に基づき、協会運営を円滑に行うために定めるものとする。

## 第2条 構成組織

定款の第4章役員の理事会を補助するための下部組織として以下の部門及び委員会を配置する。

(付属-1 一般社団法人成田市サッカー協会組織図)

### (1) 総務部門

- 1) 総務部:理事会の運営、各部間の調整、事業計画の作成及び報告の取りまとめ
- 2) 広報部:広報活動全般およびホームページの運営
- 3) 会計部:予算案・収支報告書の作成および会計全般

### (2) 専門部門

- 1) 渉外・企画部(国際交流部):対外機関との渉外および協力事業・国際交流事業の企画運営
- 2) 技術部:代表チームの選考・招集、技術講習会、指導員講習会等の開催運営および模範試合の招聘

### (3) 審判部門

- 1) 審判部会:審判講習会、研修会等の開催、ならびに審判の派遣

### (4) 競技部門

各種大会、講習会等の開催および運営

- 1) 1種部会:2種から6種に属さない一般のチームに係わること
- 2) 2種部会:満19才未満の選手によって構成されるチームに係わること
- 3) 3種部会:満16才未満の選手によって構成されるチームに係わること
- 4) 4種部会:満13才未満の選手によって構成されるチームに係わること
- 5) 5種部会:満40才以上の選手によって構成されるチームに係わること
- 6) 6種部会:フットサル競技の運営および企画全般に係わること
- 7) 女子部会:女子の選手によって構成されるチームに係わること

## 第3条 部門役員

(1) 各部門(総務部門、専門部門、審判部門、競技部門)には以下の部門役員を配置する。

- ① 部長 1名
- ② 副部長 若干名
- ③ 委員 若干名

## 第4条 部門役員の選任等

- (1) 各部門役員は、各部会で選任され、担当理事が承認した者とする。
- (2) 部門役員の選出等については各部門の規定に定めるものとする。

## 第5条 部門運営等

部門内の運営方法等については各部門の規定に定めるものとする。

## 第6条 規律委員会

- (1) 規律委員会は、本協会活動に係る違反行為について、調査および審査し、懲罰を決定する。
- (2) 懲罰基準は、原則として公益財団法人日本サッカー協会「懲罰規定」に準じる。

## 第7条 規律委員会の構成

- (1) 規律委員会は、委員長および副委員長他、若干名の委員をもって構成する。
- (2) 委員長、副委員長および委員は、理事会にて本協会会員の中から選出し会長が任命する。
- (3) 外部有識者は、サッカーに関する知識、または学識を有する者で、公正な判断をすることができる者とする。
- (4) 委員長および委員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

## 第8条 規律委員会の決議等

- (1) 規律委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。
- (2) 規律委員会は、3名以上の出席がなければ、会議を開き、議決することはできない。
- (3) 出席者の過半数をもって決定する。可否同数の場合のときは委員長が決することとする。
- (4) 議事について議事録を作成する。

## 第9条 会計及び会費

- (1) 会費について
  - 1) 正会員会費 : 1,000円/年
  - 2) 一般会員会費 : 20,000円/年、ただし2種3種会員は会費を免除する。
  - 3) 賛助会員 : 10,000円/1口
- (2) 登録費など
  - 1) 協会個人登録費 : 1,500円/年  
但し、2種、3種、4種の選手及び女子部は個人登録費の対象から除外する。他、期中に発生する追加登録費は該当部門の収入とする。)
- (3) その他（協賛金、寄付等）
- (4) 会費は年度初めに一般社団法人成田市サッカー協会に振り込むものとする。  
尚、指定期日までに納入されない場合は会員登録の抹消がある。
- (5) 各部門は当協会からの活動に係わる収支報告は年度末までに会計部に提出しなければならない。

## 第10条 役員の定年制

- (1) 役員および各部門の部長は定年制を設け、年齢を満70歳の年度末までとする。

## 第11章 付 則

- (1) 本規定の改廃については各部門からの要望に基づき担当理事が理事会へ提議し、審議・決議するものとする。
- (2) 本規定は、令和3年6月12日より有効とする。

# 一般社団法人成田市サッカー協会表彰規定

## 目的

### 第1条

本規定は、一般社団法人成田市サッカー協会（以下「協会」という）の発展に寄与した個人及び団体に対する褒賞に関する必要な事項を定める。

## 対象者

### 第2条

協会が行う表彰の対象者は次のとおりとする。

- (1) 協会役員と各部部長に該当する者
- (2) その他、協会の運営に多大な貢献をした者

## 表彰事項

### 第3条

前条の対象者が次の各号のいずれかに該当する場合に表彰する。

- (1) 永年にわたり協会の運営に貢献したとき
- (2) 選手の指導・育成に顕著な貢献をしたとき
- (3) 審判員として永年にわたり協議運営に貢献したとき
- (4) その他、理事会が必要と認めたとき

## 表彰の区分

### 第4条

表彰の区分は次のとおりとする。

#### (1) 功労賞

- 1) 指導者または審判員等として地域サッカーの振興に貢献し、その功績が顕著と認められた者
  - 2) 全国大会出場、県大会優勝またはこれらに準じる成績を挙げたチーム
  - 3) 協会関係団体または個人で、協会事業に貢献した者
  - 4) その他、理事会が必要と認めた者
- 1) 役員等が 15 日間を超える疾病の状況にあるとき 5, 000円

#### (2) 感謝賞

- 1) 協会の会長、副会長、監事、理事及び各専門役員、各競技部役員として地域サッカーの振興に貢献し、その功績が顕著と認められた者
- 2) 協会に対し相当な寄付のあった個人または団体
- 3) その他、理事会が必要と認めた者

## 表彰の方法

### 第5条

表彰は表彰状を授与し、これを行う。ただし、記念品等を加えることができる。

表彰者の決定

第6条

表彰者の決定は理事会において行う。

表彰の時期

第7条

表彰の時期及び場所は理事会において決定する。

規約の改正

第8条

本規定の改廃は理事会の議決を経て、これを行う。

付則

1. 本規定は令和3年6月12日により施行する。

# 一般社団法人成田市サッカー協会慶弔規定

## 目的

### 第1条

本規定は、一般社団法人成田市サッカー協会（以下「協会」という）の役員等の相互の親睦及び連絡を保つために慶弔に関して必要な事項を定める。

## 適用範囲

### 第2条

本規定の適用を受けるものは次のとおりとする。

- (1) 協会役員と各部部長に該当する者
- (2) その他、理事会が必要と認める者

## 慶事の範囲及び基準

### 第3条

協会役員等が、日本サッカー協会表彰、千葉県サッカー協会表彰、自治体首長及びこれらに準じる栄誉を浴したときとする。

前項において、祝賀会を開催し、記念品を贈呈することができる。

## 弔事の範囲及び基準

### 第4条

#### (1) 死亡弔慰

20, 000円またはこれに相当する生花

#### (2) 疾病見舞い

15日間を超える疾病の状況にあるとき 5, 000円

#### (3) 前各号のほか特に必要と認めるときは、理事会において協議し決定する他、緊急を要する場合は、会長により判断し、後日、理事会にて追認とする。

## その他

### 第5条

本規定の適用を受けた者は、慣習による返礼を行わない。

## 規約の改正

### 第6条

本規定の改廃は理事会の議決を経て、これを行う。

## 付則

1. 本規定は令和3年6月12日により施行する。

# 一般社団法人成田市サッカー協会 入会申込書

年 月 日

一般社団法人 成田市サッカー協会 会長殿

貴会の趣旨に賛同し、入会を申し込みます。

入会後は、一般社団法人成田市サッカー協会の定款及び各規程を遵守いたします。

ふりがな	
個人・団体名	
所在地	〒
電話番号	
メールアドレス	
ふりがな	
代表者氏名	

ふりがな	
事務連絡者	
電話番号	
メールアドレス	

入会希望日:	年 月 日	
会員の種類・区分:	正会員	賛助会員
(いずれかに○)	一般会員	名誉会員
備考	会費金額:成田市サッカー協会の会費規定に基づく 会員更新:退会の意思表示がないときは、更に1年間自動的に継続延長いたします。	